

# 西谷会計

平成28年2月号



## 【所長からのメッセージ】

昨年の暮れに平成28年税制改正大綱が公表されました。例年ですと、年度末の3月に国会で「平成28年度税制改正」法案が可決されます。内容は「大綱」がほぼそのまま法案となります。

平成28年度の税制改正は、所得税、資産税、法人税とも大きな改正項目はない印象ですが、消費税については平成29年4月1日の増税と軽減税率の導入を控えています。軽減税率の対象品目については、①飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品＜酒税法に規定する酒類を除く＞の譲渡をいい、外食サービスを除く）と②定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡です。「外食」の定義については、「その場で飲食させるための設備を設置した場所」で行う「食事の提供」かどうかで判断されます。

また、8%と10%の複数の税率が存在するため、平成33年4月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されます。これに伴い、適格請求書発行事業者登録制度が創設され、適格請求書発行事業者はインボイス（適格請求書）の発行義務が課されます。取引の相手方は、インボイスがないと仕入税額控除ができなくなるので、ほとんどの事業者は登録が必要になるかと思われます。

## 【伝説のコンサルタント 一倉定氏の言葉】 <新事業の成否>

新事業というものは、第一に、社長自ら身を挺してやるものだ。世の中の社長の中には、新事業に自らはたずさわろうとせず、他人まかせにする人がかなりいる。難しい新事業は他人に任せ、自らは永年手慣れた事業の方をみている。やさしい方を自分がやり、難しい方を他人にまかせるとは、いったい、どういう見なのだろうか。成功など夢の夢である。

社員にまかせてもよいような新事業は、はじめから「わが社の将来の収益」など期待できないのである。新商品・新事業の成否は、そのまま企業の将来の運命に直結する。社長の役割が企業の未来をつくることにある限り、社長自ら新事業に取り組み、総指揮をとるのが当たり前である。

一倉定の社長学 第4巻「新事業・新商品開発」より<高収益を期待できるもの>

## 【今月の税務・会計ワンポイント】<一時所得の申告漏れに注意>

### ○所得税の一時所得とは？

所得税の確定申告が近づいてきました。個人事業者や不動産賃貸収入、資産の運用による収入などがある人は、確定申告をしなければなりません。そのほか、生命保険の満期保険金などのように、労働や資産の運用などによらずに得た一時的な所得についても、確定申告が必要なものがあります。

このような一時的な所得を、所得税では「一時所得」といいますが、申告漏れが多い所得のようです。特に、サラリーマンなど給与所得の人で、例年、年末調整のみで確定申告が不要となる人は注意しましょう。

一時所得は、収入(例えば満期保険金)から、その収入を得るために支払った金額(生命保険料など)を差し引き、さらに特別控除額(最高50万円まで)を控除して計算します。

### ●一時所得の計算式

一時所得＝収入金額－その収入を得るために支払った金額－特別控除額(最高50万円)

計算した一時所得の2分の1の金額が課税所得となり、他の所得と合算して所得税額を求めます(源泉徴収[源泉分離課税]されるものを除く)。

### ●生命保険の満期保険金の課税所得の計算例

満期保険金の金額 : 500万円

払い込んだ保険料の累計 : 430万円

課税所得 : (500万円－430万円－50万円)×2分の1＝10万円

### ○生命保険の保険金を受け取ったときは注意！

生命保険金を受け取った場合、保険料負担者や受取人が誰なのかによって、かかる税金の種類が異なります。例えば、保険料の負担者と保険金の受取人が同じ場合は、所得税がかかります。

また、生命保険会社等は、個人に生命保険金等を支払った際、税務署に支払調書(支払報告書)を提出することになっており、税務署は個人の確定申告書と支払調書を突き合わせることで、申告漏れがないかをきちんとチェックしていますので、申告漏れには気をつけましょう。

## 【薬剤師 夏子の部屋】

平成28年も早くも一ヶ月が過ぎました。本当に早いですよね～。そうこうしているうちに、次の年賀状の写真を選ぶ時期になっているとも限りません。などと思いつつも、いつも通りの日常を過ごしています。

さて、今年は申年です。言うまでもありませんが12年に一度の申年がやって参りました。干支の十二支というのは日本では江戸時代に庶民に広く知られるようになったもので、当時は農作物を育てる際の季節や天候の目安にしていた暦だそうです。なんと、農業用語だったのです。

申は十二支の9番目で、その意味は「伸ばす」だそうです。「草木が十分に伸びきった時期、実が成熟して香りと味が備わり固く殻に覆われていく時期」との事。なんか、とっても良い感じ！美味しそうですうれしくなります！！

また、申(さる)には病や厄が「去る」と言われ縁起の良いものとされています。

そして日本の各地では「申年に赤い下着を贈ると病が治る」とか「申年に贈られた下着を身に付けると元気になる」等の言い伝えがあります。なるほどデパートの下着売り場は真っ赤っ赤でした。

私も赤い下着を買って身に付けて見ようかな～と思っていましたが贈られた下着でなければダメなのでしょうか？

「私、赤いパンツが欲しいの！」

おねだりするにはちょっとハードルが高いわあ。



西谷会計事務所

〒030-0821 青森市勝田2-6-18

<http://www.248nishiya.com>

TEL 017-774-2315

E-mail [nishiya-kaikei-jimusyo](mailto:nishiya-kaikei-jimusyo@tkcnf.or.jp)

@tkcnf.or.jp